

# 第1回 鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会次第

日 時 令和8年9月17日（木）9時00分～

場 所 鳥取労働局 4階大会議室

## 1 開 会

## 2 議 事

- (1) 部会長・部会長代理の選出
- (2) 鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会の運営について
- (3) 鳥取県各種商品小売業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について
- (4) その他

## 3 閉 会

## 資 料 目 次

| No. | 資 料                                   | 頁  |
|-----|---------------------------------------|----|
| 1   | 鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員名簿                | 1  |
| 2   | 鳥取地方最低賃金審議会運営規程                       | 3  |
| 3   | 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程               | 7  |
| 4   | 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定申出書（写）             | 11 |
| 5   | 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）（写） | 13 |
| 6   | 鳥取県各種商品小売業最低賃金 適用事業場数・労働者数の経過票        | 15 |
| 7   | 年度別最低賃金改正一覧表                          | 17 |
| 8   | 鳥取県の最低賃金                              | 19 |
| 9   | 各種商品小売業等最低賃金全国設定状況                    | 21 |

## 鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員名簿

令和8年8月17日

| 区分    | 氏 <sup>ふりがな</sup> 名 | 現職                     |
|-------|---------------------|------------------------|
| 公益代表  | きはら なほこ<br>木原 奈穂子   | 国立大学法人鳥取大学農学部 准教授      |
|       | さとう まさし<br>佐藤 匡     | 国立大学法人鳥取大学地域学部 准教授     |
|       | どうまえ みどり<br>道前 緑    | 学校法人藤田学院鳥取短期大学生生活学科 教授 |
| 労働者代表 | あさやま りな<br>浅山 里奈    | U Aゼンセン鳥取県支部 支部長       |
|       | かわもと あつお<br>川本 充士   | 株式会社丸由労働組合 執行委員長       |
|       | やました こうじ<br>山下 浩二   | 日本労働組合総連合会鳥取県連合会 副事務局長 |
| 使用者代表 | えのもと よういち<br>榎本 陽一  | 株式会社丸由 業務管理部長兼社長室室長    |
|       | にしむら ともみ<br>西村 知巳   | 一般社団法人鳥取県経営者協会 専務理事    |
|       | ふくしま まさふみ<br>福島 政文  | 株式会社米子高島屋 総務部長         |



## 鳥取地方最低賃金審議会運営規程

昭和 34 年 7 月 20 日

(鳥取地方最低賃金審議会第 1 回会議にて議決)

(規程の目的)

第 1 条 この規程は、鳥取地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第 2 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、鳥取労働局長(以下「局長」という。)、5 人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各 1 人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の 1 週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第 3 条 会長は、審議会の議決により、特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(テレビ会議システムによる委員の出席、病気等による委員の欠席)

第 4 条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- 3 公開については、別に定める鳥取地方最低賃金審議会会議公開事務処理要領によるものとする。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を会長及び会長の指名した労働者代表委員並びに使用者代表委員の各1人の確認を得たうえで作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 4 前3項の規程は、小委員会について準用する。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書を局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 (平成8年3月29日)

第6条から第8条までの改正規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 （平成 9 年 12 月 15 日）

第 7 条第 2 項の改正規程は、平成 9 年 12 月 15 日から施行する。

附 則 （平成 13 年 5 月 9 日）

第 1 条、第 2 条、第 5 条から第 8 条までの改正規程は、平成 13 年 5 月 9 日から施行する。

附 則 （平成 16 年 8 月 24 日）

第 6 条、第 7 条の改正規程は、平成 16 年 9 月 1 0 日から施行する。

附 則 （平成 22 年 7 月 5 日）

第 1 条から第 8 条までの改正規程は、平成 22 年 7 月 5 日から施行する。

附 則 （令和 4 年 3 月 11 日）

第 1 条、第 4 条、第 6 条及び第 7 条の改正規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 8 年 3 月 13 日）

第 6 条の改正規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。



## 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程

令和8年4月1日改正

## (目 的)

第1条 鳥取地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

## (名 称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

## (会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、鳥取労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

- 2 前項の規程により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

## (テレビ会議システムによる委員の出席、病気等による委員の欠席)

第4条 委員は、部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第6条第6項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

## (会議の議事)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に侵害されるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
  - 3 公開については、別に定める鳥取地方最低賃金審議会会議公開事務処理要領によるものとする。

(議事録及び議事要旨)

- 第7条 会議の議事については、議事録を部会長及び部会長の指名した労働者代表委員並びに使用者代表委員の各1人の確認を得たうえで作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
  - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告書の提出)

- 第8条 部会長は、会議において議決を行ったときには、報告書をその都度、議決書を鳥取地方最低賃金審議会長に提出するものとする。

(専門部会の廃止)

- 第9条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑 則)

- 第10条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、鳥取地方最低賃金審議会の議決に基づいて行う。

附 則 (平成 8 年 3 月 29 日)

第 6 条から第 8 条までの改正規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 12 月 15 日)

第 7 条第 2 項の改正規程は、平成 9 年 12 月 15 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 5 月 9 日)

第 1 条、第 2 条、第 5 条から第 8 条の改正規程は、平成 13 年 5 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 8 月 24 日)

第 6 条、第 7 条の改正規程は、平成 16 年 9 月 10 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 7 月 5 日)

第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条から第 6 条及び第 9 条の改正規程は、平成 22 年 7 月 5 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 11 日)

第 7 条の改正規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 9 月 13 日)

第 4 条の改正規程は、令和 5 年 9 月 13 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 3 月 13 日)

第 6 条の改正規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。



2026 年 7 月 22 日

鳥取労働局  
局長 山下 禎博 殿

U A エンゼン 鳥取県支部  
支部長 浅山 里奈

## 申 出 書

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、鳥取県各種商品小売業の最低賃金の改定決定を下記の通り申し出る。

### 記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲  
鳥取県において各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者 1,356 人
2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲  
鳥取県において各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に挙げる者は除く。  
 (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者  
 (2) 雇入れ後 6 カ月未満の者であって技能修得中の者  
 (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
3. 改定を申し出る最低賃金の件名  
鳥取県各種商品小売業最低賃金
4. 申し出の内容  
上記 3 の最低賃金の改定決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。
5. 申し出の理由  
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が 3 分の 1 以上に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 1,356 人

|                                  |         |                 |
|----------------------------------|---------|-----------------|
| 賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数      | 770 人   | =56.7% > 1/3 以上 |
| 鳥取県における各種商品小売を営む使用者に使用される基幹的労働者数 | 1,356 人 |                 |

- 労働協約上の賃金の最も低い額 = 1,075 円/時間
- 現在適用されている法定最低賃金額 = 1,030 円/時間

6. 添付資料
  - (1) 労働協約の写し
  - (2) 申し出に関する合意および申請代表者に対する委任状
  - (3) 鳥取県における各種商品小売業の事業所数と労働者数の概数およびこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数



以上

令和8年度

## 鳥取県特定（各種商品小売業）最低賃金の適用を受ける者の内訳

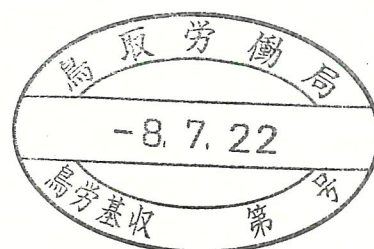
1. 協定事業場の労働協約を受ける基幹的労働者(※)の内訳

| 事業所の名称     | 所在地                                    | 従業員数  | 最低時給    |
|------------|----------------------------------------|-------|---------|
| [redacted] | [redacted]<br>[redacted]               | 250 名 | 1,075 円 |
| [redacted] | [redacted]<br>[redacted]               | 150 名 | 1,075 円 |
| [redacted] | [redacted]<br>[redacted]               | 34 名  | 1,075 円 |
| [redacted] | [redacted]<br>[redacted]<br>[redacted] | 271 名 | 1,075 円 |
| [redacted] | [redacted]<br>[redacted]               | 65 名  | 1,075 円 |
| 合 計        |                                        | 770 名 |         |

※基幹的労働者とは次に挙げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 6 ヶ月未満の者であって技能習得中の者
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する

最低時給を明記した労使の協定書を添付ください。





鳥労発基 0728 第 1 号

令和 8 年 7 月 28 日

鳥取地方最低賃金審議会

会長 佐藤 匡 殿

鳥取労働局長

山下 禎博

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 8 年 7 月 22 日付けをもって、申出代表者 U A ゼンセン鳥取県支部支部長浅山里奈から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添（略）のとおりに、鳥取県各種商品小売業最低賃金（平成 20 年鳥取労働局最低賃金公示第 3 号）の改正決定に関する申し出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。



鳥取県各種商品小売業最低賃金 適用事業場数・労働者数の経過票

上段：事業場数  
下段：労働者数

| 業 種    | 平成 2 9 年 | 平成 3 0 年 | 令和元年    | 令和 2 年  | 令和 3 年  | 令和 4 年  | 令和 5 年  | 令和 6 年  | 令和 7 年  | 令和 8 年  |
|--------|----------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 全体（合計） | 8 件      | 8 件      | 8 件     | 8 件     | 7 件     | 7 件     | 7 件     | 7 件     | 7 件     | 9 件     |
|        | 1, 730人  | 1, 650人  | 1, 550人 | 1, 430人 | 1, 388人 | 1, 326人 | 1, 355人 | 1, 244人 | 1, 190人 | 1, 356人 |

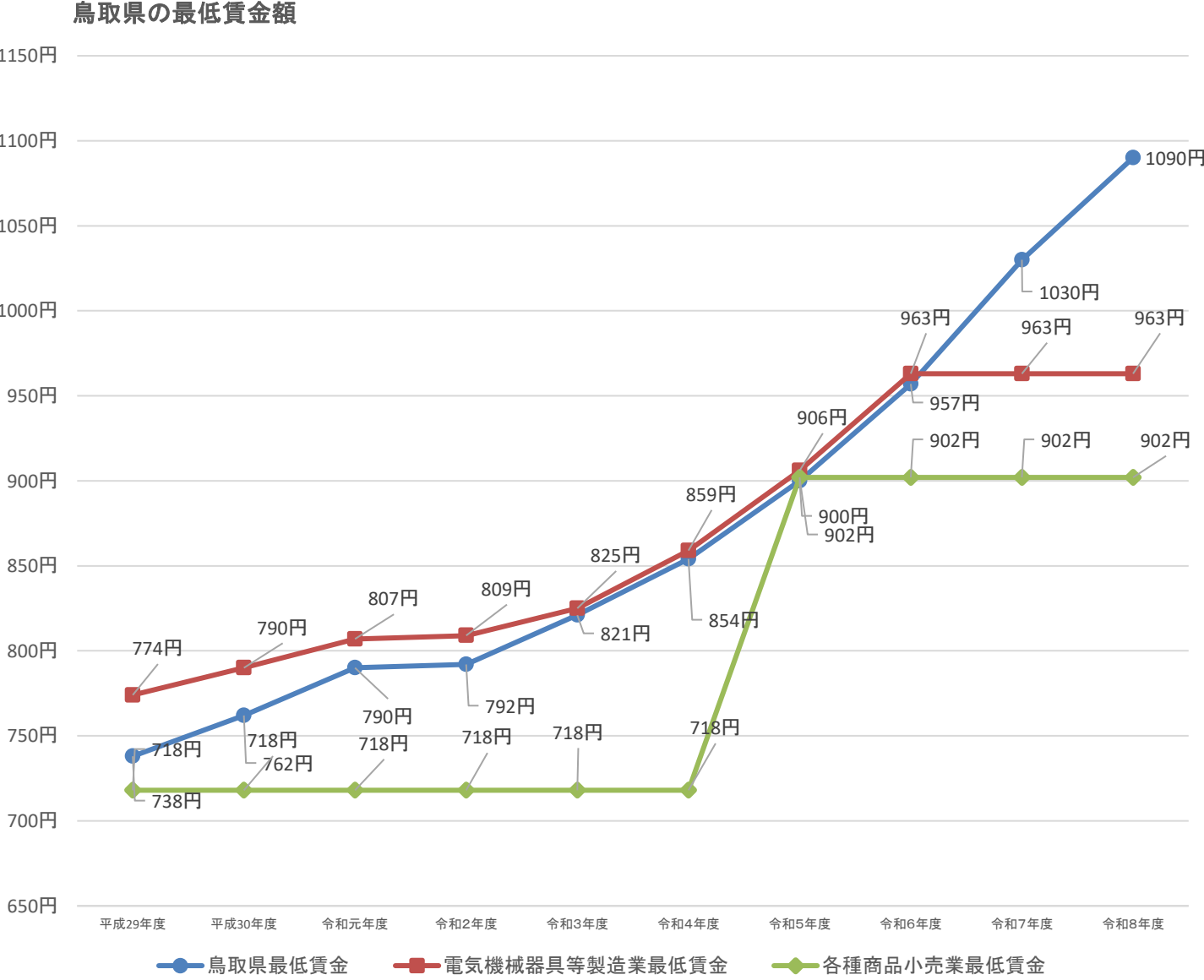


年 度 別 最 低 賃 金 改 正 一 覧 表

| 鳥取県最低賃金 |       | 平成29年度   | 平成30年度   | 令和元年度   | 令和２年度   | 令和３年度   | 令和４年度   | 令和５年度   | 令和６年度   | 令和７年度   | 令和８年度   |
|---------|-------|----------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|         | 時 間 額 | 738円     | 762円     | 790円    | 792円    | 821円    | 854円    | 900円    | 957円    | 1,030円  | 1,090円  |
|         | 引上げ額  | 23円      | 24円      | 28円     | 2円      | 29円     | 33円     | 46円     | 57円     | 73円     | 60円     |
|         | 引上げ率  | 3.22%    | 3.25%    | 3.67%   | 0.25%   | 3.66%   | 4.02%   | 5.39%   | 6.33%   | 7.63%   | 5.83%   |
|         | 影 響 率 | 9.39%    | 10.30%   | 8.79%   | 4.46%   | 14.65%  | 17.60%  | 15.03%  | 27.00%  | 30.22%  | 34.50%  |
|         | 発 効 日 | H29.10.6 | H30.10.5 | R元.10.5 | R2.10.2 | R3.10.6 | R4.10.6 | R5.10.5 | R6.10.5 | R7.10.4 | R8.10.3 |

| 産業別最低賃金                                  |       | 平成29年度   | 平成30年度    | 令和元年度    | 令和２年度    | 令和３年度    | 令和４年度    | 令和５年度    | 令和６年度    | 令和７年度  | 令和８年度   |
|------------------------------------------|-------|----------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|--------|---------|
| 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 | 時 間 額 | 774円     | 790円      | 807円     | 809円     | 825円     | 859円     | 906円     | 963円     | 963円   | 963円    |
|                                          | 引上げ額  | 10円      | 16円       | 17円      | 2円       | 16円      | 34円      | 47円      | 57円      | 改正審議なし | 必要性諮問なし |
|                                          | 引上げ率  | 1.31%    | 2.07%     | 2.15%    | 0.25%    | 1.98%    | 4.12%    | 5.47%    | 6.29%    |        |         |
|                                          | 影 響 率 | 16.49%   | 13.14%    | 19.88%   | 7.20%    | 20.78%   | 26.60%   | 29.94%   | 33.25%   |        |         |
|                                          | 県最賃比率 | 104.88%  | 103.67%   | 102.15%  | 102.15%  | 100.49%  | 100.59%  | 100.67%  | 100.63%  |        |         |
|                                          | 発 効 日 | H30.1.11 | H30.12.28 | R元.12.28 | R2.12.30 | R3.12.17 | R4.12.17 | R5.12.17 | R6.12.19 |        |         |

|                |       |        |        |        |        |        |        |          |        |        |  |
|----------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|--------|--------|--|
| 鳥取県各種商品小売業最低賃金 | 時 間 額 | 718円   | 718円   | 718円   | 718円   | 718円   | 718円   | 902円     | 902円   | 902円   |  |
|                | 引上げ額  | 改正審議なし | 改正審議なし | 改正審議なし | 改正審議なし | 改正審議なし | 改正審議なし | 184円     | 改正審議なし | 改正審議なし |  |
|                | 引上げ率  |        |        |        |        |        |        | 25.63%   |        |        |  |
|                | 影 響 率 |        |        |        |        |        |        | 18.55%   |        |        |  |
|                | 県最賃比率 |        |        |        |        |        |        | 100.22%  |        |        |  |
|                | 発 効 日 |        |        |        |        |        |        | R5.12.15 |        |        |  |



# 鳥取県の最低賃金

## 1 地域別最低賃金

|                       |                                   |                              |
|-----------------------|-----------------------------------|------------------------------|
| <b>鳥 取 県<br/>最低賃金</b> | 令和8年10月3日から<br><b>時間額 1,090 円</b> | 鳥取県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。 |
|-----------------------|-----------------------------------|------------------------------|

## 2 特定（産業別）最低賃金

| 件名                                              | 適用される最低賃金                            |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、<br>電気機械器具、情報通信機械器具製造業        | 令和 8 年 10 月 3 日から<br><br>時間額 1,090 円 |
| 鳥取県各種商品小売業                                      |                                      |
| ◆上記産業については、最低賃金法第 6 条第 1 項により、鳥取県最低賃金が適用されています。 |                                      |

上記1及び2の共通事項

注1 賃金支払形態が「月給制、日給制、時間給制」に関係なく、1時間の金額が適用されます。

注2 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する所定内賃金に限られ、「時間外、休日、深夜などの割増賃金」、「賞与などの臨時の賃金」及び「精皆勤手当」並びに「通勤手当」及び「家族手当」は対象になりません。

注3 派遣就労中の労働者については、派遣先事業所に適用される最低賃金が適用されます。

## 3 最低賃金との比較方法（計算方法）

| 賃金支給方法         | 最低賃金との比較方法（計算方法）                                                  |
|----------------|-------------------------------------------------------------------|
| ① 時間給の場合       | 時間給 $\geq$ 最低賃金額                                                  |
| ② 日給制の場合       | 日給 $\div$ 1日の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額                                |
| ③ 月給制の場合       | 月給 $\div$ 1年間における1か月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額                         |
| ④ 出来高給（請負給）の場合 | 賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 $\div$ その期間に出来高制によって労働した総労働時間 $\geq$ 最低賃金額 |
| ①～④が混在         | 各賃金の1時間当たりを算出し合計した額 $\geq$ 最低賃金額                                  |

●お問い合わせは、鳥取労働局又は最寄りの労働基準監督署までお願いします。

鳥取労働局労働基準部賃金室 TEL 0857-29-1705

鳥取労働基準監督署 TEL 0857-24-3211

米子労働基準監督署 TEL 0859-34-2231

倉吉労働基準監督署 TEL 0858-22-6274

鳥取労働局HP



ちゃんとチェック！最低賃金



各種商品小売業等最低賃金全国設定状況

各種商品小売業

| ランク | 都府県名 | 令和元年度  |        | 令和2年度  |        | 令和3年度  |        | 令和4年度  |        | 令和5年度  |        | 令和6年度  |        | 令和7年度  |        |
|-----|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|     |      | 最 低賃金額 | 対前年上昇額 | 最 低賃金額 | 対前年上昇額 | 最 低賃金額 | 対前年上昇額 | 最 低賃金額 | 対前年上昇額 | 最 低賃金額 | 対前年上昇額 | 最 低賃金額 | 対前年上昇額 | 最 低賃金額 | 対前年上昇額 |
| C   | 青森   | 821    | 23     | 825    | 4      | 852    | 27     | 882    | 30     | 921    | 39     | 956    | 35     | 956    | 0      |
| C   | 岩手   | 767    | 0      | 767    | 0      | 767    | 0      | 767    | 0      | 767    | 0      | 767    | 0      | 767    | 0      |
| B   | 茨城   | 871    | 22     | 874    | 3      | 881    | 7      | 881    | 0      | 881    | 0      | 881    | 0      | 881    | 0      |
| B   | 栃木   | 871    | 21     | 874    | 3      | 874    | 0      | 874    | 0      | 874    | 0      | 874    | 0      | 874    | 0      |
| A   | 埼玉   | 849    | 0      | 849    | 0      | 849    | 0      | 849    | 0      | 849    | 0      | 849    | 0      | 849    | 0      |
| A   | 千葉   | 848    | 0      | 848    | 0      | 848    | 0      | 848    | 0      | 848    | 0      | 848    | 0      | 848    | 0      |
| B   | 新潟   | 842    | 18     | 842    | 0      | 842    | 0      | 842    | 0      | 932    | 90     | 932    | 0      | 932    | 0      |
| B   | 長野   | 855    | 20     | 857    | 2      | 879    | 22     | 910    | 31     | 950    | 40     | 950    | 0      | 950    | 0      |
| B   | 静岡   | 886    | 20     | 886    | 0      | 886    | 0      | 886    | 0      | 886    | 0      | 886    | 0      | 886    | 0      |
| A   | 愛知   | 847    | 0      | 847    | 0      | 847    | 0      | 847    | 0      | 847    | 0      | 847    | 0      | 847    | 0      |
| B   | 滋賀   | 840    | 0      | 840    | 0      | 840    | 0      | 840    | 0      | 840    | 0      | 840    | 0      | 840    | 0      |
| B   | 京都   | 910    | 26     | 910    | 0      | 938    | 28     | 938    | 0      | 938    | 0      | 938    | 0      | 938    | 0      |
| B   | 兵庫   | 797    | 0      | 797    | 0      | 797    | 0      | 797    | 0      | 797    | 0      | 797    | 0      | 797    | 0      |
| C   | 鳥取   | 718    | 0      | 718    | 0      | 718    | 0      | 718    | 0      | 902    | 184    | 902    | 0      | 902    | 0      |
| B   | 岡山   | 880    | 24     | 880    | 0      | 893    | 13     | 910    | 17     | 933    | 23     | 933    | 0      | 933    | 0      |
| B   | 広島   | 878    | 20     | 878    | 0      | 903    | 25     | 903    | 0      | 903    | 0      | 903    | 0      | 903    | 0      |
| B   | 愛媛   | 806    | 17     | 810    | 4      | 822    | 12     | 854    | 32     | 854    | 0      | 854    | 0      | 854    | 0      |
| C   | 大分   | 716    | 0      | 716    | 0      | 716    | 0      | 716    | 0      | 716    | 0      | 716    | 0      | 716    | 0      |
| C   | 宮崎   | 705    | 0      | 705    | 0      | 705    | 0      | 705    | 0      | 705    | 0      | 705    | 0      | 705    | 0      |
| C   | 沖縄   | 770    | 0      | 770    | 0      | 770    | 0      | 770    | 0      | 770    | 0      | 770    | 0      | 770    | 0      |

百貨店、総合スーパー

| ランク | 県名  | 令和元年度  |        | 令和2年度  |        | 令和3年度  |        | 令和4年度  |        | 令和5年度  |        | 令和6年度  |        | 令和7年度  |        |
|-----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|     |     | 最 低賃金額 | 対前年上昇額 | 最 低賃金額 | 対前年上昇額 | 最 低賃金額 | 対前年上昇額 | 最 低賃金額 | 対前年上昇額 | 最 低賃金額 | 対前年上昇額 | 最 低賃金額 | 対前年上昇額 | 最 低賃金額 | 対前年上昇額 |
| C   | 岩手  | 800    | 0      | 800    | 0      | 800    | 0      | 800    | 0      | 800    | 0      | 800    | 0      | 800    | 0      |
| B   | 富山  | 860    | 20     | 865    | 5      | 890    | 25     | 915    | 25     | 955    | 40     | 1003   | 48     | 1003   | 0      |
| B   | 石川  | 860    | 20     | 865    | 5      | 890    | 25     | 915    | 25     | 950    | 35     | 994    | 44     | 1060   | 66     |
| B   | 福井  | 810    | 0      | 840    | 30     | 840    | 0      | 840    | 0      | 840    | 0      | 840    | 0      | 840    | 0      |
| B   | 和歌山 | 850    | 20     | 851    | 1      | 869    | 18     | 869    | 0      | 869    | 0      | 869    | 0      | 869    | 0      |
| B   | 島根  | 750    | 0      | 750    | 0      | 750    | 0      | 750    | 0      | 905    | 155    | 905    | 0      | 905    | 0      |
| B   | 山口  | 852    | 30     | 859    | 7      | 875    | 16     | 907    | 32     | 948    | 41     | 1000   | 52     | 1000   | 0      |
| B   | 福岡  | 889    | 22     | 889    | 0      | 897    | 8      | 897    | 0      | 945    | 48     | 1000   | 55     | 1065   | 65     |
| C   | 熊本  | 792    | 27     | 796    | 4      | 796    | 0      | 855    | 59     | 855    | 0      | 855    | 0      | 855    | 0      |
| C   | 鹿児島 | 693    | 0      | 693    | 0      | 693    | 0      | 693    | 0      | 693    | 0      | 693    | 0      | 693    | 0      |